平成２３年（フ）第１５６８号
神奈川県大和市上和田1070番地
債務者　豊島　　進
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６９号
神奈川県大和市上和田1070番地
債務者　豊島　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５９４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2377番地１　メゾン茅ヶ崎Ⅱ―102
債務者　森　　結華
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６６号
神奈川県大和市上草柳196番地２
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４５号
横浜市栄区長尾台町1454番地１　大船スターマンション207号
債務者　川澄富士夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６５号
神奈川県高座郡寒川町倉見2189番地　パークスクエア湘南204
債務者　松井　早苗（旧姓小堀）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６７号
横浜市鶴見区上末吉２丁目13番22号
債務者　居山　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２３号
神奈川県藤沢市藤沢837番地　翠明荘１―Ａ
債務者　井上　孝一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４９号
横浜市神奈川区大口仲町181番地　名取荘101号
債務者　田畑　耕夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８５３号
鹿児島県鹿児島市岡之原町1973番地
破産者　松元　剛一
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第５６号
秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚１番地の14
破産者　株式会社佐藤農機商会
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４５４号
静岡県伊豆市瓜生野495番地
破産者　宮崎　秀子
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３８号
大阪市福島区福島６―10―14―40Ａ　有限会社アイ・ディー・オー内、住民票上の住所兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―1020号
破産者　タカシマデザインこと　髙島　　均
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５号
函館市亀田町６番４号
破産者　川上　敏明
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
茨城県神栖市奥野谷7958
破産者　齋藤　泰史
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２７７１号
愛知県安城市古井町大久後４番地11
破産者　前山　浩二
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部